

# 青森県保育・障害福祉サービス事業所等 認証評価制度について



令和5年3月  
青森県健康福祉部障害福祉課

# 1 制度の概要

◆ 平成29年度から運用開始。平成28年度から実施している「青森県介護サービス事業所認証評価制度」の仕組みと統一性を図りながら制度を運営する。

## 1 事業内容

認証を希望する事業所における職員の処遇改善・人材育成及びサービスの質の向上に関する取組等を評価し、県が定める認証評価基準を満たしている事業者を認証し、公表する。

なお、障害福祉サービスと保育サービスについては、同一の認証評価制度で運営する。

## 2 対象

県内に所在する次の事業所を設置する法人または事業所を対象とする。

① 障害福祉サービス事業所等

② 保育所、認定こども園

なお、介護サービス事業所認証評価制度において、既に認証を受けている法人は、さらに保育・障害福祉サービスに係る認証を受けることが可能。（別途申請手続きが必要）

## 3 制度の運営

青森県保育・障害福祉サービス事業所等認証評価制度実施要綱に基づき、県が制度を運営し、認証評価基準及び事業所等の認証にあたっては、県が設置する「青森県保育・障害者福祉サービス事業所等認証評価制度推進委員会」の意見を聴取。

（推進委員会）

保育・障害の経営者、従業者、利用者、学識経験者、労働行政に係る外部委員で構成



※認証マークは、介護、保育、障害とも同じマークを使用

## 2 認証評価基準

- 事業所における「処遇改善」、「人材育成」及び「サービスの質の向上」に関する取組等について、以下の項目を**認証評価基準**とする。

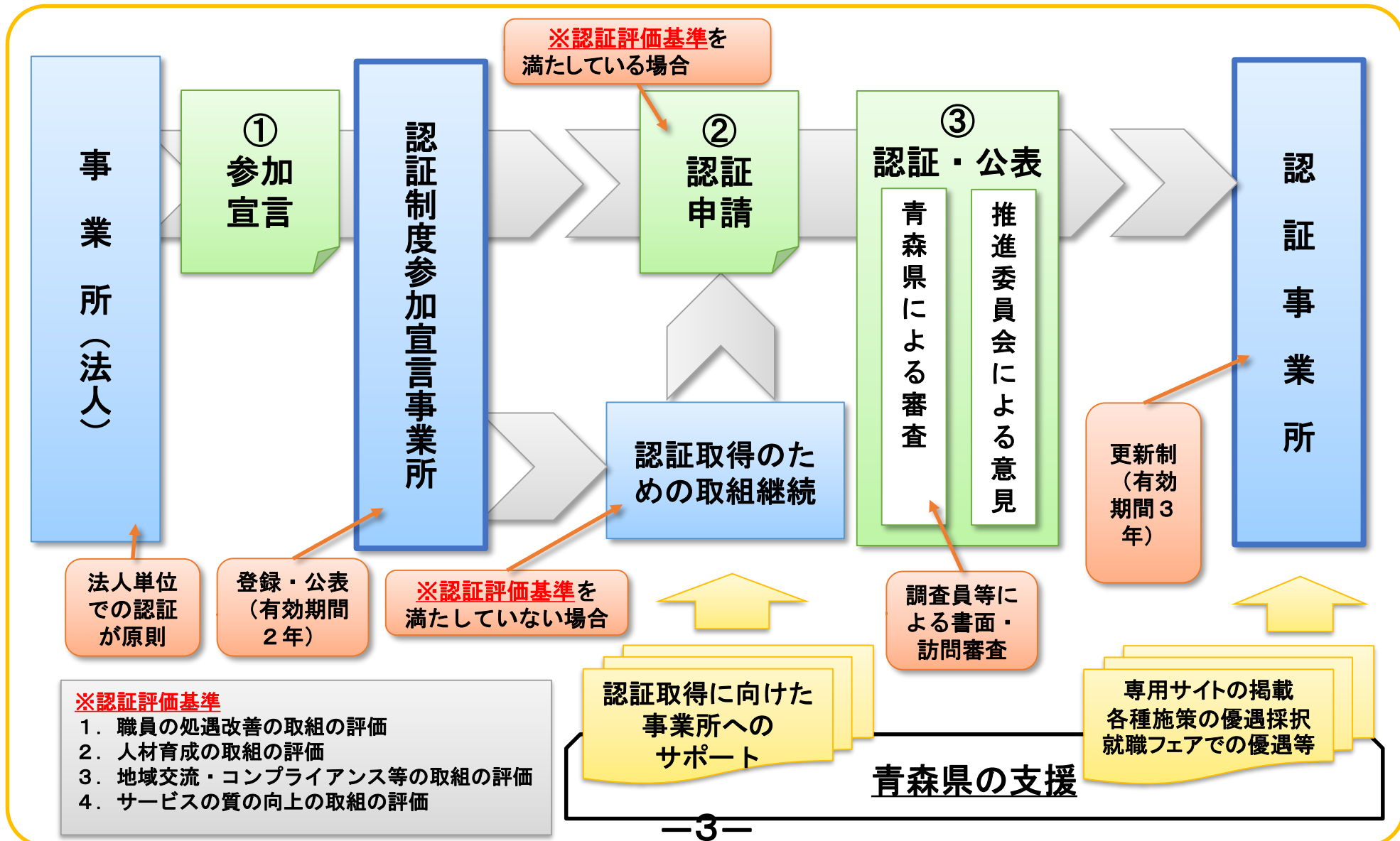
なお、以下の評価項目を更に細分化した評価細目があります。(県HPに掲載)

 <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/ninnsyoyu.html>

評価項目	
1	<p>職員の処遇改善の取組を評価するための項目</p> <p>1-1 明確な給与体系の導入 1-2 休暇取得・労働時間縮減、育児、介護を両立できる取組など働きやすさへの取組の実施 1-3 健康管理に関する取組の実施</p>
2	<p>福祉人材育成の取組を評価するための項目</p> <p>2-1 新規採用者育成計画(OJTを含む)の策定 2-2 新規採用者研修(合同、派遣含む)の実施 2-3 新規採用者の教育担当者(OJT指導者等)に対する研修等の実施 2-4 キャリアパス制度の導入 2-5 人材育成計画の策定と計画に沿った研修の実施 2-6 資格取得に対する支援 2-7 人材育成を目的とした面談の実施</p>
3	<p>地域交流・コンプライアンス等の取組を評価するための項目</p> <p>3-1 地域交流等の取組 3-2 地域における公益的な取組(社会福祉法人に限る。) 3-3 事業運営の透明性を確保するための取組 3-4 関係法令の遵守</p>
4	<p>サービスの質の向上の取組を評価するための項目</p> <p>4-1 事業所の運営方針の周知 4-2 相談体制・苦情解決の取組 4-3 身体拘束廃止・虐待防止の徹底 4-4 サービスの質の向上に向けた取組(共通) 4-5 サービスの質の向上に向けた取組(サービス別)</p>

### 3 認証評価制度の流れ

#### ◆ 参加宣言～認証申請～認証・公表の流れの全体図



## 4 参加宣言の手続き

- 「認証評価制度参加」を宣言し、認証取得を目指す。※評価基準を満たしている必要はない。

### ① 参加 宣言

### ●応募受付中

- 「様式1参加宣言書」及び「様式1別添」に必要事項を記載し、障害福祉課へ提出
- 参加宣言事業所として登録し、HPで公表（「保育分野」はこどもみらい課へ提出）
- 参加宣言の有効期間は2年間（更新するとさらに2年間延長。）
- 既に認証基準を満たしている場合は同時に認証申請をすることも可能
- 様式は県庁HPに掲載

➡ <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/ninnsyoyu.html>

様式1  
参加宣言書

「質の高い人材の確保・育成」、「利用者のニーズに合った質の高いサービスの提供に積極的に取り組むことを宣言します。

平成 年 月 日  
法人名  
代表者氏名 印

<宣言事業所情報>

ふりがな 法人・会社名	.....		
宣言事業所	<input type="checkbox"/> 法人・会社単位	<input type="checkbox"/> 事業所単位	
宣言分野	<input type="checkbox"/> 児童福祉分野	<input type="checkbox"/> 障害福祉分野	
法人・代表事業所住所	〒	電話	

※別添事業所一覧に各事業所について記載をお願いします。

<担当者情報>

所属	.....		
担当者職・氏名	.....		
電話番号・FAX	電話	FAX	
メールアドレス	.....		

※担当者情報は、ホームページには公表いたしません。  
※認証評価制度にかかる情報は、原則メールでの提供となりますので、メールアドレスは常時確認できるアドレスの記載をお願いします。

様式1 別添  
法人・会社名

<事業所一覧> ※分野別及びサービス種別はプルダウンから選択してください。

事業所名	〒
住所	.....
分野別	.....
サービス種別	.....
事業所名	〒
住所	.....
分野別	.....
サービス種別	.....
事業所名	〒
住所	.....
分野別	.....
サービス種別	.....
事業所名	〒
住所	.....
分野別	.....
サービス種別	.....

## 5 認証申請の手続き

- 宣言事業所が認証基準を満たしていると判断し、認証申請を行う。

### ② 認証申請

- 「様式2認証申請書」、「様式2別添」、「添付書類」に必要事項を記載及び添付し、障害福祉課へ提出（「保育分野」はこどもみらい課へ提出）
- 添付書類は、給与規定、就業規則、育成計画、法令遵守の自己申告、誓約書等
- 様式は県庁HPに掲載

➡ <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/ninnsyoyu.html>

様式2

認証申請書

青森県保育・障害福祉サービス事業所等認証評価制度の認証を申請します。

平成 年 月 日

法人名

代表者氏名 印

なお、認証取得後は、社会福祉法人紹介シートと同様の内容を青森県が運営する専用サイトで、公表することに同意します。

<担当者情報>

所属			
担当者職・氏名			
電話番号・FAX	電話		FAX
メールアドレス			
特記事項			

※認証評価制度にかかる情報は、原則メールでの提供となりますので、メールアドレスは常時確認できるアドレスの記載をお願いします。

※別紙・提出書類チェックシートも申請書とともに提出してください。

<事業所情報>

宣言時から変更等	<input type="checkbox"/> 有り	<input type="checkbox"/> 無し
----------	-----------------------------	-----------------------------

※ 有りの場合は、変更等となった事業所分を別添に記載してください。

別紙2 別添

法人・会社名

※分野別及びサービス種別はプルダウンから選択してください。

<事業所一覧>

事業所名	〒	<input type="checkbox"/> 変更
住所		<input type="checkbox"/> 追加
分野別		<input type="checkbox"/> 廃止
サービス種別		
事業所名	〒	<input type="checkbox"/> 変更
住所		<input type="checkbox"/> 追加
分野別		<input type="checkbox"/> 廃止
サービス種別		
事業所名	〒	<input type="checkbox"/> 変更
住所		<input type="checkbox"/> 追加
分野別		<input type="checkbox"/> 廃止
サービス種別		
事業所名	〒	<input type="checkbox"/> 変更
住所		<input type="checkbox"/> 追加
分野別		<input type="checkbox"/> 廃止
サービス種別		

## 6 認証・公表

- 認証申請のあった事業所を県が審査、委員会の意見聴取を経て、認証し、公表する。

### ③ 認証 公表

#### ● 県による審査

- 申請された提出書類を事前審査
- 審査担当者が事業所(法人本部等)を訪問し、現地確認
- 現地では、申請に添付していない書類の確認、現場の確認、ヒヤリングを実施
- 審査担当者は、社会保険労務士及び県職員で構成

#### ● 認証評価制度推進委員会による意見聴取

- 審査結果を報告し、意見聴取を経て、認証事業所を選定※認証評価基準の見直し、普及啓発等を行う

#### ◆ 県による認証・公表

- ・ すべての認証評価基準を満たしていると判断される事業所を認証し、認証書を交付
- ・ 認証事業所は県の専用サイトで公表
- ・ 各種支援や優遇措置を受けることができる・認証の有効期間は3年間の更新制

認 証 書

殿

質の高い人材の確保・育成と利用者のニーズに合った質の高いサービスの提供に積極的に取り組む認証事業所として認証します



平成 年 月 日

## 7 Webサイトによる広報

- ◆ 認証評価制度の専用Webサイトで、学生、一般求職者、事業者、教育機関、サービス利用者それぞれが必要な情報を紹介する。

### サイトの構成(案)

#### 【制度紹介のページ】

##### 認証評価制度とは

- 学生・一般求職者へ
- サービス利用者・家族へ
- 評価基準など

##### 認証評価事業所検索

- 認証事業者一覧＋検索

##### 関連サービス等へのリンク

- 求職者向け情報など

#### 【認証事業所紹介のページ】

##### 認証事業所の紹介

- 法人の基本情報
- 採用情報  
初任給、手当、賞与実績など
- 働きやすさの情報  
休暇制度、離職率など
- 採用後のキャリアアップ支援
- 法人のアピールポイント
- 先輩からのメッセージなど

【参考】青森県介護人材確保・提供応援サイト  
かいご応援ネットあおもり <http://www.aomori-kaigo.net>





## 8 認証事業所への支援策

●認証事業所を対象とした各種支援や優遇措置を受けることができる。

1 県が実施する施設整備等の各種補助金を優先的に採択

2 指導監査・実地指導の頻度の緩和

3 専用Webサイトで認証事業所として紹介

4 就職相談会等において、求職者に対し認証事業所であることを周知

5 県主催の研修の優先的な受講決定

6 県の推薦が必要な助成制度、研修等において優先的に推薦

7 県内金融機関による低利融資（法人向け、従事者向け）